の然な原の砂 種現る因発災 次害防 火害防止 大のとおり 大分別 番び月指 号告日及 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子
(定価 一箇年 三万八千八百八十円)
定価 一箇年 三万八千八百八十円) 定価 一箇年 三万八千八百八十円) 定価 一箇年 三万八千八百八十円) 定価 一箇年 三万八千八百八十円) に規定する土砂災 書の発 指定年 に規定する土砂災 書の発 地の崩 八年三 とおり 月三十 かり 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、一日大 おける土砂災害防止対策の推進に関する法律 本政令第八十四号)で定める事項 に規定する土砂災害階 成区域として、次のとおり指定する。 中国となる となる となる となる となる となる となる となる 表示 直然現 をにおける土砂災害階 成区域等における土砂災害階 成区域等における土砂災害階 成区域等における土砂災害階 成区域 等における土砂災害階 成区域 等における土砂災害階 成区域 方る土砂災害階 成区域 方る土砂災害階 成区域 方る土砂災害階 成区域 等における土砂災害階 成区域 方の推進に関する 上対策の推進に関する 上対策の推進に関する 上対策の推進に関する 上対策の推進に関する こ に規定する 上対策の推進に関する とおり に対策の推進に関する こ で 成十三 を かつ第八十四号)で に ある事項 に 規定する に 大分県知事 佐 藤
三万八千八百八十円) 三方八千八百八十円) 三方八十二日十十一日十十一日十十一日十十一日十十一日十十一日十十一日十十一日十十一日十
三万八千八百八十円) 三万八十四十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十
で三る防域定
で三る防域定

令和五年四月二十八日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

号 脇 区 2

望大佐字伯

区域 災害特別警戒 関警戒 変が土砂

壊地急の解斜

とおりの

別図のとおり

(「別図」は、

害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和五年四月二十八日

十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災

大分県報 (告示)

覧に供する。) 電を置いて縦 大本事務所に がは伯

(選管委告示・公告)

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の た数)は、次のとおりである。 た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による令和五年四月十七日現在で大分県議会議員及 十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条、第七十五条、第七十六条、 (昭和三

令和五年四月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

木

廣

 \mathbb{H}

由 豊 宇

地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数 に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営 (その総数が四

二一八、一二八人

して得た数) て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 の総数の三分の一の数 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万

一三二、一八九人 三一、五六〇人

别

大

分

市市

国東市・姫島村 九重町・玖珠町 後 後高 久 見 出 大 佐 築 田 杵 伯田津 野 田 市 市 市 市 市 市市 市市 市市 莊 Ó 九、 弋 九 弋 六 四、 五 三五一人 七〇五人 一四八人 三九八人 四七四人 ○一四人 八五〇人 八〇二人 一九六人 八三〇人 七〇七人 五〇五人

豊 竹 津 臼 佐 日

〇公

告

があった。 土地改良区 土地改良法 (竹田市)から、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出 白水井路

令和五年四月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

	(退任役員)	() () () () () () () () () () () () () (
	役 名	氏名	住
	理事	堀 義 隆	竹田市荻町宮平三五六六番地二
	IJ	松下浩二	〃 荻町西福寺五三七一番地一
_	IJ	大 崎 晋太郎	〃 荻町西福寺五四○二番地
_	IJ	相馬郁史	〃 荻町鴫田六七五四番地
	IJ	赤木正幸	〃 荻町西福寺五九四一番地

令和五年四月二十八日		
大分県報(公告・正誤)		
[11]		

$\overline{}$	
묶	

誤

了)中の訂正
○分和五年四月十四日付け大分県報第四○○号に登載の公告(県営土地改良事業の工事の完

ページ

段

行

誤

正

下

右から十二

平二六・四・八

令四・一・二四

IJ	IJ	IJ	"
大森英功	阿南	後藤辰幸	工藤哲也
"	//	"	<i>"</i>
荻町西福寺五五八六番地一	荻町鴫田六四二五番地	荻町西福寺五四二九番地	荻町鴫田六六二八番地

役

名

氏

名

住

所

"

米

田

盛

"

荻町鴫田六七五九番地

"

大

森

英

功

"

荻町西福寺五五八六番地一

(就任役員)

理

事

工

藤

厚

憲

竹田市荻町西福寺六一三八番地

"

高

山

雄

"

荻町西福寺五七六一番地

"

後

藤

克

明

"

荻町宮平三七六四番地三